

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 東京福社会

I. 経営理念とサービス提供方針

(1) 経営理念

東京福祉会は、高齢者の介護や葬儀など、高齢期の生き方を支える事業を誠実に
行い、地域社会に貢献する。

(2) サービス提供方針

- 1 お客様とのコミュニケーションを第一に、納得し満足していただけるサービスを提供する。
- 2 高齢期の多様なライフスタイルを尊重し、個別ニーズに応えるサービスを提供する。
- 3 職員は、常に感性やスキルを磨き、クオリティの高いサービスを提供する。

II. 令和5年度基本方針

- 1 葬祭部門の実績・収入について右肩上がりの流れを定着させるため、令和4年度に引き続き、業務本部、渉外推進本部が一体となり営業活動を強化する。また、新型コロナウイルス感染者の葬儀等に関する国のガイドラインの変更等、当会を取り巻く環境の変化に適切に対応する。
- 2 高齢福祉部門の慢性的赤字体質を改善し黒字化する。特に安定的な収入の確保に向け、利用率向上に向けた対応を強化する。また、新型コロナウイルス感染症の「5類」引き下げに伴い、入居者のQOLを重視したウィズコロナ時代の施設運営を行う。
- 3 経費削減の観点から、葬祭委託費の削減、光熱費の抑制に努める。また、人件費の抑制に取り組み、少数精鋭で対応する。

III. 主要事業の達成目標

1 葬祭部門

(1) 助葬事業

助葬事業の令和5年度目標値については、件数・売上共に令和4年度目標値から1%増の計画とする。

目標件数 : 3,856 件

目標売上高 : 798,238 千円

葬儀施行件数・売上高の目標 (単位：件／千円)

年 度	令和5年度	令和4年度	差 異
目 標 件 数	3,856	3,818	38
目 標 売 上 高	798,238	790,335	7,903

(斎場別目標)

(単位：件／千円)

年 度	令和5年度		令和4年度		差 異	
	施行件数	売上高	施行件数	売上高	施行件数	売上高
道 灌 山 会 館	185	32,571	183	32,249	2	322
江 古 田 斎 場	3,051	637,163	3,021	630,854	30	6,309
ホ ー ル 多 摩 国 立	620	128,504	614	127,232	6	1,272
合 計	3,856	798,238	3,818	790,335	38	7,903

(2) 公益事業

公益事業の令和5年度目標値については、件数・売上共に令和4年度目標値から1%増の計画とする。

目標件数 : 1,610 件

目標売上高 : 1,609,893 千円

目標単価 : 道灌山会館 (飾り葬儀 1,058 千円、火葬プラン 355 千円)

江古田斎場 (飾り葬儀 1,196 千円、火葬プラン 355 千円)

ホール多摩国立 (飾り葬儀 946 千円、火葬プラン 355 千円)

葬儀施行件数・売上高の目標

(単位：件/千円)

年度	令和5年度	令和4年度	差異
目標件数	1,610	1,594	16
目標売上高	1,609,893	1,593,953	15,940

(斎場別目標)

(単位：件/千円)

年度	令和5年度		令和4年度		差異	
	件数/売上高	施行件数	売上高	施行件数	売上高	施行件数
道灌山会館	490	458,820	485	454,277	5	4,543
江古田斎場	1,004	1,054,480	994	1,044,039	10	10,441
ホール多摩国立	116	96,593	115	95,637	1	956
合計	1,610	1,609,893	1,594	1,593,953	16	15,940

会友獲得年間目標

区分	年間目標
会友Bプラン新規加入者	1,000名以上

(3) 霊園事業

霊園事業の令和5年度目標値については、令和4年度目標値から1%増の計画とする。

目標売上高 : 139,227 千円

売上高の目標

(単位：千円)

年度	令和5年度	令和4年度	差異
目標売上高	139,227	137,849	1,378

2 高齢福祉部門

高齢福祉部門の令和5年度目標値については、令和4年度目標値から0.1%増の計画とする。

施設別利用率目標

区 分		令和5年度	令和4年度	差 異
練馬高松園	特別養護老人ホーム	98.4%	98.3%	0.1%
	デイサービスセンター	90.1%	90.0%	0.1%
第2練馬高松園	特別養護老人ホーム	98.4%	98.3%	0.1%
第3練馬高松園	特別養護老人ホーム	98.4%	98.3%	0.1%

※特別養護老人ホームはショートステイ含む

IV. 主要な取組み

1 葬祭部門

(1) 営業活動の推進

訪問対象をさらに拡大し、福祉事務所、病院、特別養護老人ホーム等への訪問営業を継続する。令和4年度に引き続き、重点項目を明確にしたリーフレットを使用する他、訪問台帳の活用、営業会議による部署間の情報共有等を通じて、効果的な営業を行う。

目標訪問件数：令和4年度 3,500件 → 令和5年度 3,605件

目標訪問件数 (単位：件)

訪問対象	令和5年度	令和4年度	差 異
福祉事務所(行旅)	50	50	0
警察署	142	142	0
社会福祉協議会	45	45	0
地域包括支援センター	258	258	0
病院	378	378	0
特別養護老人ホーム等	324	324	0
老人保健施設	93	93	0
有料老人ホーム等	266	266	0
訪問介護事業所	385	385	0
訪問看護事業所	388	388	0
居宅介護支援事業所	971	971	0
グループホーム	200	200	0
公益団体、企業等	105	-	105
合 計	3,605	3,500	105

(2) 会友Bプラン新規加入者数1,000人以上を目指した取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自粛していた展示相談会や施設見学会等の各種イベントを順次再開し、会友Bプランの加入促進に努める。その他、広報誌、ホームページ、新聞折込・ポスティングチラシ等、様々な媒体を通じて会友BプランのPRをする。

(3) 団体特約契約の推進

特別養護老人ホーム、企業、公益団体等を対象に特約契約のメリットを明確にした宣材により働きかけを行い、団体特約契約の締結を推進する。また、広域に事業を展開している事業者に対しては法人本部へ訪問し、契約締結を働きかける。

(4) 新ガイドラインへの対応

新型コロナウイルス感染者の葬儀等に関する国のガイドラインが見直され、新型コロナウイルスにより亡くなられた方であっても、通夜・告別式を行うことが可能となった。当会においても感染対策をとったうえで、遺族の意思を尊重し、最後のお別れができるよう対応する。

(5) 病院の院内搬送業務に係る対応

院内搬送業務委託契約を締結している順天堂練馬病院は令和5年4月より三次救急指定病院となる。また、同様に契約を締結している練馬光が丘病院は令和4年10月に新病棟へ移転した。業務マニュアル等の必要な見直しを行い、従事する職員への教育を徹底する。

(6) 委託費を中心とした経費削減の継続

創業者の精神を忘れず、職員自らの手で葬送する原点に立ち戻り、寝台車、葬祭ヘルパー、霊柩車といった委託費の削減を継続する。また、助葬事業においては、公営火葬場をできる限り利用し、火葬料の削減に努める。

(7) 友引寄席の再開・葬祭セミナーの拡大

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自粛していた友引寄席を、会友Bプラン加入者を対象に再開する。また、令和4年度に実施した完全予約制の葬祭セミナーが好評のため、定員を拡大し継続する。

(8) WEBを利用したサービスの継続

令和4年度にWEBを通じた訃報案内・供花受付サービス、アフターフォロー配信サービスを導入した結果、利用状況が好調であることから、サービスを継続する。また、令和5年度は新たに葬儀仲介サイトの利用を本稼働させ、WEBを通じた情報発信・受注強化に努める。

(9) 中途採用の実施

即戦力となる人材の採用に向け、葬祭部門において中途採用（キャリア採用）を実施する。求人にあたっては、ハローワーク、ホームページの他、有料求人サイトも活用する。

2 高齢福祉部門

(1) 練馬高松園の大規模改修工事の実施

練馬高松園の大規模改修工事は令和4年度に東京都の補助内示を受け、工事入札を実施、施工業者を選定した。改修工事は利用者が入所している状態での工事となるため、利用者の健康状態・プライバシーに配慮し実施する。また、工事の日時スケジュールや資材搬入時の導線等を職員で共有し、事故防止に努める。尚、工事は令和5年10月に完了予定となっている。

(2) 自立的経営に向けた取り組み

高齢福祉部門の慢性的赤字体質から脱却し、3園の黒字化を目指す。特に、収入の要である利用率を維持するため、特養退所者が発生した場合は新規入所が速やかに行えるよう、次の入所候補者を常時確保しておく。また、入所候補者に対しては年度当初に入所状況に関する手紙を送付する等、ウォーミングアップを欠かさないようにする。

(3) 3園の一体的運営の促進

高齢福祉部門に設置した3園共通の入所に関する相談窓口「入所希望者相談センター」と職員採用に関する窓口「職員採用相談センター」を引き続き活用し、一体的に運用する。また、事務の共有化・共同購入品の検討を進め、スケールメリットによる費用の抑制を図る。

(4) 感染症対策の継続

令和4年度に東京都感染症対策チームによる助言を受け、新型コロナウイルス感染症予防・対応マニュアルの見直しを行った。令和5年度は改善したマニュアルを遵守するとともに、感染症予防研修を実施する。また、「5類」引き下げに伴う行政の指導内容を踏まえながら、面会の緩和や家族懇親会等の再開を検討していく。

(5) 外国人職員に対する支援

令和4年度に外国人技能実習生が4名配属され、令和5年度には新たに特定技能外国人が3名配属予定となっている。引き続き、OJTによる介護技術の業務支援はもちろん、衣食住に係る生活支援についても適切に実施する。

(6) 職員の資格取得支援

介護福祉士、実務者研修、初任者研修、介護支援専門員（ケアマネ）、認知症ケア専門士、喀痰吸引等の資格取得のため、各種補助金を活用しながら支援を継続する。

(7) 地域社会・利用者家族との交流再開

新型コロナウイルス感染症により自粛していた家族参加型の「敬老の集い」や地域貢献活動の「まつぼっくりサロン」、子ども達との「世代間交流」等、イベントを通じた地域社会・利用者家族との交流を再開する。

(8) 災害対策の強化

4者（3園+町会）総合防災訓練を実施する。また、福祉避難所の指定を受けている練馬高松園デイサービスと第3練馬高松園においては練馬区・町会との合同訓練を別途実施する。訓練の際は消火器の操作実習等を取り入れ、訓練の充実を図る。

3 自立支援事業

東京都及び特別区人事・厚生事務組合から事業を受託し、44戸の借上げ住宅及び16戸の支援付き住宅を確保して生活サポート団体（社会福祉法人有隣協会、社会福祉法人新栄会）に提供する。

4 法人全体

(1) 新たな特別養護老人ホームの設立に向けた取り組み

文京区小日向の「国家公務員小日向住宅跡地」に特養等整備事業者の公募が予定されていることから、新たな特別養護老人ホームの設立に向け、社会福祉充実計画の一環として応募に向け準備を進める。尚、区のスケジュールによると、令和5年度に国の利用方針に基づき整備事業者を公募、令和6年度に整備事業者決定、令和7年度に国と事業者間で有償貸付合意締結の予定となる。

(2) パソコンの更新

新設の第3練馬高松園を除いた当会のパソコンは平成29年より6年間の運用を行っており、一般的な耐用年数を迎え動作不具合等の頻度が増えているため、令和5年度にパソコンの更新を行う。更新に伴う業者の選定にあたっては一般競争入札を実施し、競争性をもって委託業者を選定する。

(3) 各種法改正への対応

令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）、令和6年1月より改正電子帳簿保存法が施行されることから、規程の整備等、必要な手続きを進める。

(4) 電気・ガス使用量の抑制

光熱費の高騰が止まらないことから、引き続き職員一人ひとりが削減意識をもって、電気・ガス使用量が前年度対比で上回らないように取り組む。